

琵琶湖の総合的な保全の推進について

○琵琶湖の総合的な保全の推進については、平成32年度(令和2年度)をもって第2期計画期間の終結を迎える。
 ○令和3年度以降については、琵琶湖法の体系に統合し、法体系の中で関係機関等が十分に連携を図りながら、さらに琵琶湖の保全及び再生を推進していくことが必要。

S47~H8 H9~H10 H11~H32(R2) R3~

